

いわき市中小企業等賃上げ支援金募集要領

令和8年4月15日実施

令和8年4月24日改正

1 いわき市中小企業等賃上げ支援金について

最低賃金の引上げにより経営への影響が懸念される市内中小企業等を支援するため、労働者1人あたり3万円を支援する「福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金」(以下、「県助成金」という。)に併せて、市独自の取組みとなる「いわき市中小企業等賃上げ支援金」(以下、「市支援金」という。)として、1万円を上乗せして支給するものです。

2 補助対象等

(1) 補助対象者

次のすべてに該当する事業者が対象となります。

ア 市の区域内に本社又は事業所を設置する中小企業等(※)の代表者であること。

イ 市の区域内において事業を継続して営むことが確実と認められる者であること。

ウ 県助成金の助成を受けたことを証する通知(以下「県決定通知」という。)を受けた者であること。

エ 市税を滞納していない者であること。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号の暴力団をいう。)

(イ) 暴力団員(法第2条第6号の暴力団員をいう。)

(ウ) 暴力団員等(いわき市暴力団排除条例(平成24年いわき市条例第41号。以下「条例」という。)第2条第3号の暴力団員等をいう。)

(エ) 社会的非難関係者(条例第2条第7号の社会的非難関係者をいう。)

※ 中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者をいう

(2) 補助対象となる労働者

県助成金の対象となった労働者のうち、いわき市内の事業所等に勤務する労働者。

なお、県助成金の申請時点で市内労働者であり、市支援金の申請までの間に退職・転勤等した者については、市支援金の対象とします。

3 補助金額

労働者1人につき1万円

※県助成金3万円に上乗せ

4 申請受付期間等

令和8年4月20日（月）～令和8年9月30日（月）必着

ただし、受付期間内であっても補助上限（労働者 5,600 人）に達した場合は、受付を終了します。

5 申請手続き

(1) 申請方法

市ホームページからの電子申請（LoGo フォーム）または郵送により申請してください。

※電子申請の場合、添付ファイルのデータ容量に上限がありますので、ご注意ください。

(2) 提出書類

次の書類を作成し、提出してください。

①～⑤は、様式を市ホームページからダウンロードして使用してください（紙の様式が必要な場合は、担当課までご連絡ください）。

① 補助金等交付申請書

② 同意書兼誓約書

③ 市税等完納申請書（兼）証明書の写し ※市の証明（公印）のあるもの

④ 支援金額確認シート

⑤ 補助金等交付請求書

⑥ 市支援金の振込先金融機関の通帳等の写し

・口座名義のカタカナ表記が確認できる部分を提出してください。

・金融機関の指定はありません。

・振込先口座は、原則として申請者と同一名義の口座となります。

・ネットバンキング等で通帳がない場合は、補助金等交付請求書に記載した口座情報のわかる Web 通帳の画面のスクリーンショット等を提出してください。

⑦ 県決定通知の写し

⑧ 県助成金の申請時に提出した「対象従業員一括入力シート」

※郵送により申請する場合は、「対象従業員一括入力シート」の「申請一覧」シートのみ印刷して提出してください。

※「対象従業員一括入力シート」がない場合は、県特設サイトのマイページからダウンロードした助成対象労働者の CSV データ（労働者氏名、雇用保険番号、賃金引上げ前後の時給、賃金引上げ日）を提出してください。

⑨ ⑧の対象労働者のうち、いわき市内の事業所等に勤務する労働者の勤務地が確認できる書類の写し（雇用通知書、労働契約書等の県助成金の交付決定を受けるために県に提出した書類）

⑩ その他市長が必要と認める書類

【市税等完納申請書（兼）証明書の請求について】

市税等完納申請書（兼）証明書（以下「納税証明書」という。）は、事前にいわき市役所市民課の窓口等にて申請していただく必要があります。詳しくは、別紙「いわき市税の『納税証明』の請求について」を確認してください。

なお、時期によっては、窓口が大変混雑することがありますので、御了承ください。

(3) 郵送先

いわき市産業振興部産業ひとつづくり課
〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

※申請書を直接提出したい場合は、事前に産業ひとつづくり課に電話連絡してください。

(4) その他注意点等

- ・当該補助金の趣旨及び事業内容を承諾したうえで申請ください。
- ・市支援金の申請を行うためには、先に県助成金の申請を行い、助成決定を受ける必要があります。市と県、それぞれに申請手続きが必要となり、助成金・補助金の振込も別々に行われますのでご注意ください。
- ・受付期間経過後に申請した場合は受理できません。
- ・提出された書類に不備等がある場合は、訂正や再提出（根拠書類の追加等）をしていただきます。

6 審査、結果の通知

市において申請書類の審査を行い、確認事項等がある場合には、市から申請者に電話等により連絡を行います。

審査の結果、市支援金の対象と認められる場合は「補助金等決定通知書」を郵送します。

7 市支援金の振込

補助金等決定通知書の発送後、速やかに振り込みます。振込時、通帳には「イワシチアゲシ」に記載されます。

8 その他留意事項等

(1) 申請書類の保管等

申請者は、市支援金の申請に関する書類について、市支援金の交付決定日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存するとともに、市が報告を求めた場合には、速やかに提出するものとします。

また、市は、市支援金の交付に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、実地調査を行うことがあります。申請者は、それらの要請について真摯に応じなければなりません。

(2) 交付決定の取消及び返還請求等

市は、申請内容に虚偽が判明した場合又は交付決定後において交付要件を満たさない事実が確認された場合は、交付の取消及び市支援金の返還請求を行います。

また、交付を取り消した場合、市は、関係機関に申請者名や交付を取り消した理由等を報告することがあります。

(3) その他

市支援金の申請でいただいた情報は、以下の目的においてのみ使用し、その他には使用しません。

- ① 市支援金の手続きに関する連絡のため
- ② 申請者を特定しない統計情報の作成のため
- ③ 国、県及び市が実施する労働関連施策に関する情報提供のため
- ④ 8(2)における関係機関への報告のため

〈問合せ先〉

いわき市産業振興部産業ひとづくり課産業人財確保係

電 話：0246-22-7478

※電話受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日除く）

F A X：0246-21-0892

E-Mail：sangyohitodukuri@city.iwaki.lg.jp

所在地：〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

市HP：<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1767328711435/index.html>

